

[商品概要説明書]

横浜銀行

普通預金

(2022年11月1日 現在適用中)

1. 商品名	・普通預金
2. ご利用になれる方	・個人のお客さま (原則1人1口座) ・法人のお客さま
3. 期間	・定めなし
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します ・毎年2月と8月の当行所定の日および解約時に支払います ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割による計算
7. 手数料	・キャッシュカードによるお預け入れ、お引き出し等の際に、当行およびオンライン提携機関所定の手数料がかかります <未利用口座管理手数料> ・最後のお取引から2年以上、一度もお取引がない場合、未利用口座としてお取り扱いします(総合口座を含みます) ※お取引には、お預け入れ(当該普通預金お利息の元本組入れを除きます)、払い戻し(本手数料の引き落としを除きます)、記帳等が含まれます ・未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けの住所にご案内させていただき、一定期間(約3か月)経過後もお取引がない場合に、当行所定の手数料をご負担いただきます ・次の場合は未利用口座の対象外です(手数料の負担はありません) ① 当該普通預金の残高が10,000円以上 ② 同一支店で借入残高が1円以上 ③ 同一支店で預かり資産(定期預金、積立定期預金、公共債、投資信託、生命保険、外貨預金)が1円以上 ※盗難、紛失などご利用を停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください ・預金残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、預金残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知をすることなく解約させていただきます

	<p>※口座残高以上のご負担はございません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020 年 5 月 22 日以降に新規に開設された口座が対象となります <p><通帳発行手数料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2021 年 2 月 16 日以降に新規に開設された個人のお客さま、2022 年 11 月 7 日以降に新規に開設された法人・個人事業主のお客さまで通帳を発行した口座が対象となります（総合口座を含みます） ・ 通帳の発行および繰越をした翌月の当行所定日に、当行所定の手数料をご負担いただきます ・ 次の場合は通帳発行手数料の対象外です(手数料の負担はありません) ○口座開設時または繰越時の年齢が満 70 歳以上の個人のお客さま
8. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合口座をご利用の個人のお客さまについては総合口座取引規定に基づき当座貸越のお取り扱いが可能です（総合口座は 1 人 1 口座） ・ 個人のお客さまはマル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）が利用できます
9. 中途解約時の 取り扱い	_____
10. 利率情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利率は店頭および横浜銀行ホームページに掲載します。詳細は窓口にお問い合わせください
11. 利子に対する 課税	<p>【法人のお客さま】 総合課税となります</p> <p>【個人のお客さま】 分離課税（国税 15.315%および地方税 5%、合計 20.315%）となります</p>
12. リスクに関する 事項	_____
13. 当行が契約して いる指定紛争解 決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
14. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の対象となります。（1 預金者あたり全額保護の対象商品以外の対象預金合計で元本 1,000 万円までとその利息が保護されます。） （注）預金保険制度について、詳しくは店頭に掲示しているポスター、当行ホームページ「預金保険制度について」または、金融庁・預金保険機構のホームページをご覧ください